**平成２１年（フ）第８８８号**
岐阜県本巣郡北方町柱本南２丁目60番地　オリンピアＢ　203号室
債務者　安居　智子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第８９０号**
岐阜県美濃市1244番地２
債務者　山口　　香
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第３０５号**
三重県津市庄田町1908番地29
債務者　八馬康進こと　崔　　康進
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第３１３号**
三重県津市香良洲町758番地１
債務者　松田　正彦
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第３３１号**
三重県鈴鹿市寺家１丁目19番19号　ルーラルつづみ　203
債務者　渡邉　弘子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第３４０号**
三重県津市河芸町中別保2358番地１　パストラル301号、前住所三重県津市河芸町上野596番地85
債務者　笠井　亜紀
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第３４６号**
三重県津市香良洲町1256番地１、前住所三重県津市香良洲町5032番地
債務者　高島三代子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第２６８号**
滋賀県東近江市小脇町419番地２昌元アパート２号室
債務者　中田　孝心
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大津地方裁判所彦根支部

**平成２１年（フ）第２７７号**
滋賀県彦根市池州町４番15号
債務者　Ｎ・Ｃ・Ｋ滋賀サービスこと　武田　義彦
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大津地方裁判所彦根支部

**平成２１年（フ）第２７８号**
滋賀県近江八幡市上野町193番地５
債務者　田中　和雄
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大津地方裁判所彦根支部

**平成２１年（フ）第２９１号**
滋賀県蒲生郡安土町大字下豊浦2836番地１
債務者　安藤　啓太
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大津地方裁判所彦根支部

**平成２２年（フ）第３号**
滋賀県近江八幡市多賀町378番地２
債務者　石井　玲子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大津地方裁判所彦根支部

**平成２１年（フ）第９１７６号**
大阪市旭区大宮３丁目14番13号
債務者　渡邉　征子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９４７４号**
大阪市浪速区敷津西１丁目１番７－Ｅ６号
債務者　堀部　佳秀
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９４８９号**
大阪府東大阪市小阪２丁目10番10号　サニーコート小阪　806号室
債務者　鈴木　智士
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９５１２号**
大阪府交野市神宮寺１―22―９　森崎方、住民票上の住所大阪市北区本庄西３丁目８番17号　コスミックパレス501号
債務者　大原　　功
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９５４３号**
大阪府枚方市茄子作１丁目８番13号
債務者　木下　幸路
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部